

## 札幌市病後児デイサービス事業実施要綱

(平成 18 年 9 月 29 日子ども未来局長決裁)

(目的)

第 1 条 この要綱は、札幌市が児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 6 条の 3 第 1 3 項の規定に基づき実施する札幌市病後児デイサービス事業（以下「事業」という。）に関し必要となる事項を定め、病気回復期にあり集団保育が困難な児童を一時的に預かることにより、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成及び資質の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) デイサービス事業 病気回復期にあり集団保育が困難な児童を一時的に預かり、保育、健康状態の管理、服薬の介助及び給食の提供等を行う事業をいう。
- (2) 児童 生後 5 か月から小学校 6 年生までの児童をいう。

(事業の実施)

第 3 条 デイサービス事業の実施主体は札幌市とする。ただし、当該事業の運営については、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に定める病院又は診療所（以下「病院等」という。）の開設者に委託する。

(実施施設)

第 4 条 デイサービス事業は、前条の規定に基づく当該事業の受託者が開設する、病院等に付設する施設（以下「実施施設」という。）において実施するものとする。

- 2 前項に定める実施施設は、次の各号に掲げる要件を満たしていなければならない。
  - (1) 保育室、観察室又は安静室、調理室、調乳室及びその他事業の実施に必要な設備等を有していること。
  - (2) 専用の調乳室が設けられない場合は、調理室の一部が調乳場として区画されていること。
  - (3) デイサービス事業の実施場所は、事故防止及び衛生面に配慮されている等、病気回復期の児童の養育に適した場所であること。
  - (4) デイサービス事業を専門に担当する職員として、看護師等（保健師、助産師、看護師及び准看護師をいう。）を 1 名以上配置するとともに、受け入れ児童数が 1～3

名の場合は、保育士を1名以上、受け入れ児童数が4名以上の場合は、保育士を2名以上配置することを原則とすること。

(注) 保育士及び看護師等の職員配置については、常駐を原則とする。ただし、利用児童が見込まれる場合に付設する病院等から保育士及び看護師等が駆けつけられる等の迅速な対応が可能であれば、以下のとおり常駐を要件としない。

ア 利用児童がいる時間帯の場合

(ア)～(エ)の要件を満たし、利用児童の安心・安全を確保できる体制を整えている場合には、看護師等の常駐を要件としない。

(ア) 病気からの回復過程を遅らせたり、二次感染を生じたりすることがないように、利用児童の病状等を定期的に確認・把握した上で、適切な関わりとケアを行うこと。

(イ) 実施施設と看護師等がデイサービス事業以外の業務に従事している場所とが近接していること。

(ウ) 看護師等がデイサービス事業以外の業務に従事している場合においても、緊急の場合には実施施設に速やかに駆けつけることができる職員体制が確保されていること。

(エ) 看護師等が常駐しない場合であっても、保育士等を複数配置することにより、常に複数人による保育体制を確保していること。

イ 利用児童がいない時間帯の場合

利用児童が発生した場合に、連絡を受けた保育士及び看護師等が速やかに出勤し、業務に従事するなど、柔軟な対応が可能となる職員体制が確保されていれば、利用児童がいない場合は保育士及び看護師等の常駐を要件としない。

(利用定員)

第5条 実施施設の利用定員は、市長が別に定めるものとする。なお、実施施設を管理する者（以下「施設管理者」という。）が、利用児童の安全を確保し適切に児童を管理できると判断した場合は、利用定員を超えて児童を受け入れることができるものとする。

(実施日及び実施時間)

第6条 実施施設の実施日は、次の各号に掲げる日を除く毎日とする。ただし、市長が特に必要と認める場合には、臨時にこれを変更し、又は実施しない日を設けることが

できる。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (3) 8 月 15 日
- (4) 年末年始（12 月 30 日から翌年 1 月 3 日まで）

2 実施施設の実施時間は、午前 8 時から午後 6 時までとする。ただし、市長が特に必要と認める場合には、実施時間を変更することができるものとする。

（費用の負担）

第 7 条 施設管理者は、デイサービス事業に要する経費の一部として、デイサービス事業を利用する児童の保護者から別表に定めるデイサービス料を徴収するものとする。

2 施設管理者は、給食等の提供に要する実費を保護者から徴収することができる。この場合、その額は本市との委託契約においてあらかじめ定めるものとする。

（実施施設の留意事項）

第 8 条 施設管理者は、デイサービス事業の実施に当たっては、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 児童の体温の管理等、その健康状態を的確に把握し、病状に応じて安静が保てるよう処遇内容を工夫すること。
- (2) 利用児童の疾病が感染等の恐れがある場合にあっては、他の児童への感染の防止に十分に配慮すること。
- (3) 本事業を担当する職員は、利用人数の少ない日等において、感染症流行状況、予防策等の情報提供や巡回支援等を適宜実施すること。
- (4) 本事業に従事する職員は、本市又は本市が指定した事業者による研修を受講し、資質の向上に努めること。

（利用対象者）

第 9 条 デイサービス事業の利用対象者は、次の各号のすべてに該当する児童とする。

- (1) 市内に住民登録を有すること。
- (2) 当該児童が病気回復期にあり、医療機関による入院治療は必要としないが、安静の確保に配慮する必要があることから集団保育が困難であること。
- (3) 当該児童の保護者が、勤務の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭及びその他市長が特に必要と認める事由により、家庭での保育が困難であること。

2 前項第2号に定める病気回復期の児童には、施設管理者がデイサービス事業の利用を適当と認める場合にあっては、いまだ病気回復期には至らない児童を含めることができるものとする。

(利用の対象となる疾病等の範囲)

第10条 デイサービス事業の利用の対象となる疾病等は、次の各号のとおりとする。

- (1) 感冒、消化不良症（多症候性下痢）等乳幼児が日常罹患する疾病
- (2) 麻疹、水痘及び風疹等の伝染性疾患
- (3) 喘息等の慢性疾患
- (4) 熱傷等の外傷性疾患
- (5) その他デイサービス事業の受託者が必要と認めた疾病等

(利用期間)

第11条 デイサービス事業の利用期間は、原則として連続する7日以内とする。ただし、児童の健康状態及び保護者の状況等により、施設管理者が必要と認める場合には、必要最小限の範囲内で延長することができるものとする。

(利用登録)

第12条 デイサービス事業を円滑に実施するため、当該事業の利用を希望する保護者は、原則として、毎年度、あらかじめ施設管理者に対して児童登録票を提出し利用登録を行うものとする。

(利用手続等)

第13条 デイサービス事業を利用しようとするときは、保護者はあらかじめかかりつけ医療機関から札幌市病後児デイサービス事業利用連絡書（以下「利用連絡書」という。）の発行を受け、施設管理者に利用の予約を行うものとし、施設管理者は定員の範囲内で利用予約を受付けるものとする。

- 2 利用の予約をした保護者は、施設管理者に病後児デイサービス事業利用申込書及び利用連絡書を提出しなければならない。
- 3 施設管理者は、前項の定めによる書類の提出を受けたときは、速やかに利用の可否、利用承認期間及びデイサービス料を決定し、保護者に通知するものとする。
- 4 保護者は、利用期間内に、前項に定める利用承認期間又はデイサービス料の変更を求めるときは、施設管理者に病後児デイサービス事業利用変更申出書を提出するものとし、施設管理者は、当該申出を承認したときは、その旨を保護者に通知するものと

する。

5 施設管理者は、デイサービス事業を利用した保護者に対して、利用確認を行うものとする。

(利用児童の送迎)

第 14 条 実施施設への利用児童の送迎は、保護者が行うものとする。

(利用の制限)

第 15 条 施設管理者は、次の各号に掲げる場合にあっては、デイサービス事業の利用を承認しないことができる。また、利用期間中の場合にあっては、利用を中止させることができる。

- (1) 児童又は保護者が第 9 条に掲げる要件に該当しないと認められるとき
- (2) 利用児童が定員を超えたとき
- (3) 児童の症状が変化して、実施施設において対応が不可能なとき
- (4) その他施設管理者が利用を不相当と認めたとき

(実施報告)

第 16 条 施設管理者は、各月毎に利用状況を市長に報告しなければならない。

(様式)

第 17 条 デイサービス事業の実施に関して必要な様式は、子育て支援部長が別に定める。

(委任)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は、子育て支援部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱の規定によって実施されているデイサービス事業については、当該事業に係る委託契約満了の日までは、なお従前の例によるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 24 年 2 月 21 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 28 年 4 月 27 日から施行することとし、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

別表

デイサービス料

世帯の区分	デイサービス料（日額）
生活保護受給世帯	0円
市民税非課税世帯	
所得税非課税世帯	1,500円
上記以外の世帯	3,000円

備考 世帯の区分は、利用日ごとの児童の属する世帯によること。